

「OM共済会員安全協力会」会員の皆様へ

安全協力会用・賠償責任プラン

工事賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款＋請負業者特別約款(工事業者包括賠償責任担保用)

ご加入のおすすめ

保険期間：平成21年1月1日午後4時～平成22年1月1日午後4時

申込締切日：平成20年11月18日(火)

※但し中途加入は随時受け付けしております。

加入依頼書提出先：OM共済会工事包括プラン事務局

OM共済会

OM共済会工事包括プラン事務局

9:00～18:00

OM共済会

コールセンター

0120-856-121

OM共済会工事包括プラン事務局

担当 浦山・辻村

安全協力会用・賠償責任プランの特長

- ① 本プランは安全協力会の会員会社(下請業者)を個々の被保険者としていますので、現在OM工務店(元請業者)がご加入しているOM共済会工事包括プランでは対象にできなかった部分も補償します。(下図をご参照ください。)
- ② OM共済会工事包括プランと補償が重複する部分については、OM共済会工事包括プランでの保険金お支払いが優先されるため(他保険優先払特約付帯)、保険料は下請業者様が個別に手配されるよりも割安になっています。

下請業者A社(被保険者)が賠償損害の原因となった場合の補償範囲例(完成・修理後物件について)
 ※A社、B社は同じOM工務店様の下請業者という前提となります。

損害の範囲			補償の範囲		
A社施工部分	B社施工部分	施工部分以外 (施主様の家財等)	A社施工部分	B社施工部分	施工部分以外 (施主様の家財等)
A社施工部分に損害が発生し、その損害の原因となった事由に起因してB社(他の下請業者)施工部分と、施工部分以外にも損害がでた場合			OM共済会工事包括プランで補償 (てん補すべき損害の額が工事包括プランで補償しきれなかった場合、本プランにて補償されます)		
A社施工部分に損害が発生し、その損害の原因となった事由に起因してB社(他の下請業者)施工部分にも損害がでた場合			本プランで補償 (OM共済会工事包括プランでは対象外)		
A社施工部分のみに損害が発生した場合			対象外		

記名被保険者

各OM工務店様で組織されている安全協力会の会員会社(下請会社)
 具体的には、予め加入依頼書を提出して頂いたOM共済会会員企業様から
 工事を受注していた全ての下請会社となります。

この保険は、「OM共済会員安全協力会」を保険契約者とし、「OM共済会員安全協力会」会員を被保険者とする工事賠償責任保険の団体契約です。 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である「OM共済会員安全協力会」が有します。

「OM共済会員安全協力会」会員以外の方は、この保険に加入できませんのでご注意ください。

被保険者

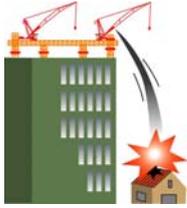
記名被保険者のほか、①記名被保険者の役員・従業員、②記名被保険者の下請負人、③記名被保険者が元請負人として行う工事の発注者

保険金をお支払いする場合

工事の遂行によって生じた以下の偶然な事故に起因して、日本国内において他人の身体・生命を害し、もしくは名誉、プライバシーを侵害し、または財物を損壊したことに伴って被保険者が保険期間中に日本国内において損害賠償請求の提訴を受け、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害および費用をてん補限度額の範囲内で補償します。

※日本国外において発生した事故及び行われた行為に起因する事故は担保されません。また日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提訴された場合も担保されません。

①対象工事遂行中の対人・対物事故（請負事故）



②対象工事の結果が原因となって工事終了後10年以内に生じた、対人・対物事故（生産物事故）



③対象工事遂行中の作業対象物の損壊



④生産物事故発生時の対人・対物事故と同時に発生した完成後（修理後）物件自体の損壊（尚完成後物件単独の損害には一定の支払限度額が設定されます。）

上記の事故以外に下記も補償いたします

【事業用施設・付随業務担保】

本社建物（事業用施設）、仮設の従業員宿舎、仮設資材置場（仮設施設）等の管理上のミス等が原因で生じた事故や、営業活動・事務等（付随業務）の遂行中に生じた対人対物事故について補償します。

【人格権侵害】

不当な身体拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシー侵害により賠償責任を負った場合について補償します。

【初期対応費用】

対人・対物事故が発生した場合、担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等を賠償責任の有無にかかわらずお支払いいたします。

【見舞金・見舞品】

対人事故が発生した場合、賠償責任の有無にかかわらず支払われる社会通念上妥当と考えられる被害者への見舞金・見舞品について補償します。

【訴訟対応費用】

対人・対物事故発生の結果訴訟となった場合に訴訟対応のために支出する社内的コスト（増設コピー機代交通費・通信費等）について補償します。

保険金をお支払いできない主な場合・お支払いする保険金の種類、お支払い方法ならびに対象となる工事

別紙1、2にて詳細をご確認下さい。

（保険金に関する重要事項を記載していますので必ずご一読下さい）

補償内容てん補限度額・自己負担額

補償内容		てん補限度額		自己負担額
賠償責任	対人・対物共通	1請求・保険期間中	5千万円	なし
	完成・修理後物件自体の損壊(※1)	1請求・保険期間中	300万円	10%(縮めてん補90%)
初期対応・訴訟対応費用	初期対応・訴訟対応費用 (うち見舞金・見舞品) (※2)	1事故	500万円	なし
		1名	10万円	なし

(※1)但し1請求てん補限度額が1億円に満たないときは、100万円を限度とします。

(※2)社会通念上妥当な額をお支払いします

保険料

年間工事高1億円あたりの年間保険料 97,800円

(年間暫定保険料=97,800円×年間予想下請工事高金額・毎月の保険料=年間暫定保険料の1/12)

※保険料は見込年間工事高に基づき暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後、決算書等の客観的資料に基づき、実際の年間完成工事高に基づく確定保険料との差額を精算致します。この場合契約締結時に取り決めた最低保険料はお支払いいただくこととなります。

※(12回分割払保険料のうち)第1回保険料に関しましては、OM共済会会費とあわせて三井ファイナンスより12月6日に貴社口座から自動引落しさせていただきます。※2回目以降の保険料に関しましては、後日別途連絡させていただきます。

ご加入にあたってのご注意

〈告知義務〉ご加入時に引受保険会社に重要な事項をお申し出いただく義務があります。加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり保険金をお支払いできないことがあります。他人のために保険契約を締結する場合、ご契約者またはその代理人に過失がなかったとしても被保険者または重大な過失によって、加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合も同様です。

〈通知義務〉ご加入後に①加入者証または加入依頼書に記載された事項を変更するとき②この保険と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結するときの変更等が生じるときは、速やかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご通知のください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことや契約が解除されることなどがあります。

〈保険金の分担〉この保険契約と重複する保険契約が他にある場合は他の保険契約からの支払が優先されます。

〈保険料領収前に生じた事故〉保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

〈保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りです))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

〈代理店の業務〉取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。事故発生の連絡が遅れたり、損害が確定した日から30日以内に保険金請求書その他必要書類のご提出がない場合には、保険金のお支払いができなくなることがありますのでご注意ください。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定された場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

このパンフレットは、工事賠償責任保険の内容をご説明したものです。詳しくは、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります約款によりますが、保険金のお支払条件その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●お問合せ先●OM共済会

〈取扱代理店〉 OMソーラー協会 静岡県浜松市西区村楠町4601

OM共済会コールセンター(遠州鉄道):静岡県浜松市中区田町330-5遠鉄田町ビル10F

電話0120-856-121 FAX053-450-085

()内が正式な代理店名です。その他募集結果に応じて非幹事代理店が決定することがあります。

〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 浜松支店 営業課

静岡県浜松市中区田町326-19浜松東京海上日動ビル4F

電話 053-454-8567 FAX053-454-8690

2008年10月作成

3520-08-018

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②地殻変動、土砂崩れ、振動等が原因となって生じた財物の損壊に起因する賠償責任
- ③引き渡してから10年を超える期間を経過した完成・修理事物に起因する賠償責任
- ④労災事故（被保険者の使用人（下請負人及びその使用人を含む）の身体障害事故）
- ⑤飛散防止対策等、損害発生の予防措置を取らずに行われた作業による塗料、塗装用材料、鉄錆、火の粉の飛散に起因する賠償責任
- ⑥じんあい、騒音に起因する賠償責任
- ⑦戦争、変乱、騒じょう、労働争議、及び地震、噴火、津波、洪水等の天災
- ⑧自動車（工事場内建設用自動車、構内専用車による事故を除く）、航空機による事故
- ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑩被保険者が借りているリース機械等を損壊したことに起因する賠償責任
- ⑪事故の予防措置等に要する費用
- ⑫汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出に起因する賠償責任および汚染浄化費用。
（ただし賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に通知された場合の賠償責任を除きます）
- ⑬石綿又は石綿を含む製品の発ガン性など有害な特性に起因する賠償責任
- ⑭核燃料物質や放射性同位元素又はこれらに汚染された物に起因する賠償責任 等

お支払いする保険金の種類

(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費等）
- ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
- ③賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および引受保険会社が同意した費用
- ④引受保険会社の求めに応じて引受保険会社への協力のために支出された費用の実額。
- ⑤他人から損害賠償を受けられる場合にその権利の保全または行使のために要した費用など損害拡大を防止するために支払った損害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用
- ⑥初期対応費用（対人・対物事故が発生した場合の担当者の現場派遣費用、事故現場の保存費用、取片付け費用、事故原因調査費用、通信費等）
- ⑦見舞金・見舞品（対人事故が発生した場合、賠償責任の有無に関わらず支払われる社会通念上妥当な被害者への見舞金、見舞品）
- ⑧訴訟対応費用（対人、対物事故発生の結果、訴訟となった場合に、訴訟対応のために支出した社会上妥当な社内的コスト）

*①と②については、支出前に引受保険会社の承認が必要となります。

(2) 保険金のお支払い方法

上記①～⑤の損害賠償金および諸費用については、その合算額をお支払いします。てん補限度額がお支払いの上限となります。上記⑥～⑧の費用については、1事故につき500万(⑦については1名あたり10万円)がお支払いする保険金の上限となります

対象となる工事

日本国内で行う下記の工事が対象となります。
(但しOM工務店の下請として行う工事に限ります)

- ①上下水道工事
- ②土木・コンクリート工事
- ③石工工事
- ④道路工事(改修、復旧または維持のためを含みます)
- ⑤鉄道工事(改修、復旧または維持のためを含みます)
- ⑥橋梁工事、建築工事
- ⑦木造建築工事(増改築を含みます)
- ⑧ビル建設工事(増改築を含みます)
- ⑨大工工事、左官工事、とび工事、屋根工事、板金・金物工事
- ⑩塗装工事、ビル・家屋建設工事、タイル・れんが・ブロック工事
- ⑪鋼構造物工事、鉄骨・鉄筋工事、ビル付属物鉄骨物設置・修理
- ⑫ガラス工事、建具工事、床工事、防水工事、内装工事
- ⑬電気工事、電気通信、信号工事、機械・家具類修理
- ⑭管工事(冷暖房設備工事、給排水・衛生設備工事、ガス配管工事を含みます)

対象とならない工事

- ①ダム建設工事
- ②埋立工事
- ③さく井工事
- ④護岸工事
- ⑤しゅんせつ工事
- ⑥はつり・解体工事(上記対象となる工事に付随して行われる場合については対象となります)
- ⑦土地造成工事
- ⑧地盤改良工事
- ⑨自動車・産業用運搬車両修理等